様式第四十七号（第五十六条の三十関係）

届出伝染病等病原体（所持届出変更／不所持）届出書

年　月　日

農林水産大臣　殿

届出者
氏名
（印）（署名又は記名押印）
（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所

届出事項について下記のとおり変更した／届出に係る届出伝染病等病原体を所持しないこととなった　ので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第46条の19第2項の規定により、届け出ます。

なお、同法、家畜伝染病予防法施行令（昭和28年政令第235号）及び家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

記

事業所の名称	
事業所の所在地	
変更等の年月日	
変更等の種類（該当しないものを二重線で消去すること。）	届出事項の変更　届出伝染病等病原体の不所持
変更等の内容	
変更等の理由	
備考	

注意　1　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2　この届出書には、必要に応じ、家畜伝染病予防法施行規則第56条の28第1項第2号から第5号までに掲げる書類を、それらの書類の一覧表とともに添えること。

3　この届出書に係る事務担当者が届出伝染病等病原体所持届出書に記載された事務担当者と異なる場合は、備考欄に氏名、所属部署名、電話番号、FAX番号及びメールアドレスを記載すること。

様式第四十八号（第五十七条の二関係）

紙　トレース紙
白メ　ルム
リ　ミリ
厚　紙　54ミリ
縦　86
横

交付番号　第　　号

交付　年　月　日

家畜伝染病予防法第五十一条第二項の規定による立入検査、質問又は集取をする職員の身分証明書

農林水産大臣　印

官　職
氏　名
生年月日

写　真

裏

家畜伝染病予防法（抄）

第五十一条　（略）

2　農林水産大臣は、前章の規定を施行するため必要があるときは、その職員に、許可所持者等又は届出伝染病等病原体を所持する者の事務所又は事業所に立ち入つてその者の帳簿、書類その他必要な物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のため必要な限度において、監視伝染病病原体若しくはこれにより汚染し、若しくは汚染したおそれがある物を集取させることができる。

3　農林水産省の職員（家畜防疫官を除く。）は、前項の規定による立入検査、質問又は集取をするときは、農林水産省令の定めるところにより、その身分を示す証明書を携帯し、関係者にこれを提示しなければならない。

4　第1項及び第2項の規定による立入検査、質問、採取又は集取の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。